

議案第 9 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 4 号中「交付（再交付を含む。）」を「再交付」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。